

平成26年度事業計画

I 基本方針

食品等事業者は常に、自ら衛生管理を徹底し食中毒等食品の事故防止を図り、消費者に安全な食品を提供する使命があります。

平成26年度は、食品による事故防止を図り、消費者に安全・安心な食品を提供し、信頼を確保するため、公益社団法人日本食品衛生協会との連携を強化し、行政当局の指導と各地区食品衛生協会の協力を頂きながら自主衛生管理体制の推進を柱とする諸事業の積極的な推進を展開してまいります。

II 事業内容

<公益目的事業>

1. 食品衛生に関する自主衛生管理の推進事業

食品等事業者自らが衛生管理や食品衛生知識の周知徹底を図ることにより、食中毒等の食品事故を防止し、県民に安全で衛生的な食品を提供することを目的とします。

「県費補助金（自主活動育成事業費）」及び「日食協本部食品衛生指導員活動特別補助金（食品衛生指導強化費）」の交付を受け、次の事業を行います。

(1) 食品衛生指導員活動支援事業

地区食品衛生協会のもとで実施している食品衛生指導員活動を支援するため、食品衛生指導票を作成し配布するとともに、営業施設の巡回指導等に要する費用の一部を地区食品衛生協会の実施計画に基づき、所要額を助成します。

地区食品衛生協会においては、公益社団法人日本食品衛生協会が策定した基本方針、重点指導項目及び当協会の指導項目に基づいて活動を行います。

1) 巡回指導における基本方針

- 巡回指導は笑顔と挨拶から一大声で—
- 少しの改善がお店や事業の発展に
- 正しい手洗いの徹底

2) 巡回指導の重点指導項目

- 施設の清潔は 自主管理から
(指導区分： ①施設内外の衛生管理)
- 欠かさず行なう 食品衛生の基本は手洗い
(指導区分： ③食品取扱者の衛生管理（清潔保持と健康管理）)

3) 営業施設の巡回指導の徹底

食品衛生指導員一人あたり1年間に40施設以上を目標として巡回指導を行います。

4) 巡回指導事項の徹底

巡回指導を通じ、管理運営基準の周知と遵守の徹底を図り、自主的な衛生管理の

確立を推進します。また、食品営業賠償共済（あんしんフード君を含む）など各種共済の加入促進、食品営業者検便・食品衛生検査の徹底及び月刊「食と健康」の購読の推進を行います。

5) 食品衛生指導票の活用

県協会が作成配布した食品衛生指導票を活用し、営業施設の巡回指導に際して、食品等事業者に指導内容を的確に伝えます。

(2) 第51回宮城県食品衛生指導員大会の開催

食品衛生指導員の資質向上及び自主衛生管理意欲の向上を図るため、表彰、食品衛生指導員体験発表及び食品衛生講演会を開催します。また、大会終了後、受賞者の栄を讃えて、受賞者祝賀会を開催します。

1) 開催日時 平成26年11月25日(火)

2) 開催場所 ホテル白萩(仙台市)

3) 大会の構成

一部： 食品衛生功労者等の表彰

二部： 食品衛生講演会(一般消費者も対象とする)

三部： 指導員体験発表(発表者：仙南、黒川、石巻各地区食品衛生協会所属の食品衛生指導員)

(3) 食品衛生指導員研修会の開催等

食品衛生指導員の資質及び食品衛生知識の向上と指導技術の研鑽を目的に各地区食品衛生協会で開催します。また、公益社団法人日本食品衛生協会が開催する食品衛生指導員全国研修会に指導員を派遣します。

2. 食品衛生責任者講習会の実施事業

食品衛生責任者講習会は食品衛生責任者の資格及び食品衛生知識を取得させることにより、食品営業者の自主衛生管理の強化を図り、食中毒等の食品事故の未然防止、食品衛生の向上に努めることにしています。そこで、知事の指定を受け食品衛生責任者講習会を実施します。実施に当たっては、講習会の開催に係る事務を地区食品衛生協会に委託します。

(1) 「知事が指定した講習会を修了した者」とする資格を付与する養成講習会

(2) 「知事の指定する講習会の受講」義務の食品衛生責任者を対象とした実務講習会

また、事前に講習内容の平準化及び効率化を図るため、講師(行政の講師を除く。)打合せ会議を開催します。

3. 食品衛生知識の普及啓発事業

食品等事業者及び消費者に対し、食中毒の防止等、食品衛生に関する知識の普及啓発を推進することにより、食中毒等の事故防止に寄与し、公衆衛生の向上を図るため次

の事業を行います。

(1) 食品衛生推進員活動事業

食品衛生推進員の活動は、幅広い食品等事業者を対象とし、食品衛生に関する知識の普及啓発を行い、県民の食の安全確保に寄与することを目的としています。

県から食品衛生推進員活動事業を受託し、知事の委嘱を受けた98名の食品衛生推進員は、各地区食品衛生協会において食品衛生責任者講習会の開催時や食品営業許可更新受付時などで相談窓口を設置して食品衛生に関する相談・助言、食中毒予防等の食品衛生知識の啓発等を行います。

また、食品衛生推進員が最新の食品衛生に関する知識を習得するための研修会を開催します。

(2) 食中毒予防月間事業

細菌性食中毒が増加する時期を前に、食品営業者及び家庭からの食中毒など食品による事故の発生を防止するために設定した食中毒予防月間(6月15日から7月14日)に合わせて、次の事業を行います。

1) 食品衛生知識の普及啓発

食中毒の防止を内容とした食品等事業者及び消費者向けのパンフレットを作成し、保健所及び各地区食品衛生協会の窓口や食中毒予防キャンペーン会場で配布します。

2) 食中毒予防キャンペーンの実施

各地区食品衛生協会において、食品衛生指導員が中心メンバーとなって、スーパー、駅前等で食中毒防止を内容としたパンフレット、食中毒予防啓発用うちわ等を配布し、食品等事業者や消費者に食中毒予防の普及啓発を行います。

3) 食品衛生指導員による営業施設の巡回指導の実施

4) 厚生労働省・各都道府県が主催する「食品衛生月間(8月)」に協賛し、啓発用ポスターを掲示し、広く県民に食中毒予防を広報します。

(3) 食品衛生情報の提供

食中毒の防止を内容とした情報や最新の食品衛生に関する情報を県協会ホームページに掲載するほか、年2回発行する会報「みやぎ食品衛生」を情報媒体として食品等事業者や消費者に情報提供します。

1) 会報「みやぎ食品衛生」は、年2回、8月と1月に各9,000部を発行します。

発行にあたっては編集委員会を開催し、編集内容を検討して発行します。

2) 県協会ホームページについては、消費者や食品関係営業者及び食品衛生指導員に対して最新の食品衛生情報を提供しよう内容の充実を図ります。

3) 魚介類による腸炎ビブリオ食中毒注意報発令時に、各地区食品衛生協会を通して会員に対し伝達、周知するほか県協会ホームページに掲載して広く県民に食中毒予防を広報します。

4) 食中毒の予防講習会の開催

公益社団法人日本食品衛生協会が定めたノロウイルス食中毒予防強化期間（11月から1月）において「ノロウイルス食中毒の予防と対策」講習会を開催します。

（4）月刊「食と健康」等刊行物の購読の推進

月刊「食と健康」は、食品衛生に関する唯一の専門誌で食品衛生指導員や食品衛生責任者にとって役立つ専門誌であるので購読の推進を図ります。食品衛生指導員に対しては、公益社団法人日本食品衛生協会の方針に基づき、全員の購読を目標とし各地区食品衛生協会における推進目標をたてます。また、食品衛生関係図書等の斡旋・活用を図ります。

＜収益事業等＞[収益事業]

4. 食品従事者の検便並びに食品の自主検査事業

食品取扱者を対象とした検便並びに食品営業者に対し食品の自主検査（食品中の放射性物質検査を含む。）を奨励し、食品取扱者の健康管理並びに製品の衛生管理の強化を図ることにより、食の安全確保に寄与します。

検査の実施にあたり、各地区食品衛生協会は実施計画を作成し、協会ホームページや食品衛生指導員活動等を通じて検便並びに食品の自主検査を奨励します。また、検体の受付業務等を行い提携する検査機関において検査を実施します。

5. 宮城県収入証紙売りさばき事業

宮城県の収入証紙売りさばき人の指定を受け、各地区食品衛生協会において収入証紙の売りさばきを行い、県民のサービス向上に寄与します。

＜収益事業等＞[その他の事業（相互扶助等）事業]

6. 「食品衛生推奨の店」標識制度推進事業

会員の営業施設において食品衛生管理並びに食品取扱いが特に優れた施設を指定し、「食品衛生推奨の店」の看板等を掲出することによって、食品衛生の改善及び衛生的管理の意欲の増進を図り、食中毒等の事故の発生を未然に防止するとともに、一般消費者の利用の便に供することによって、広く県民の食の安全確保に寄与します。

各地区食品衛生協会において指定申請の受け付け審査を行い、県協会は提出された調書等により審査委員会を開催して「食品衛生推奨の店」の指定を行い、推奨状等を交付します。毎年、指定された食品衛生推奨の店一覧は県協会ホームページに掲載します。

7. 食品営業賠償共済等推進事業

会員の福利厚生を目的として次の各種共済事業の推進を行います。

（1）食品営業賠償共済（あんしんフード君を含む）の加入推進

公益社団法人日本食品衛生協会が取り扱うもので、会員が加入することによって、

食中毒等の事故を起こした際の被害者へ損害賠償、施設の休業補償等の支払を受けることにより、消費者保護と経営の安定を図るものです。

「新規加入者の普及推進強化」を目標に「食品営業賠償共済普及推進強化月間」を設定して指導員活動並びに食品衛生責任者講習会終了時に普及推進員による加入促進を図ります。また、県及び地区食品衛生協会主催の会議等において加入促進を図るほか、公益社団法人日本食品衛生協会共済部、福祉事業部会長（共済担当役員）、地区食品衛生協会職員、普及推進員で構成する食品営業賠償共済推進会議を開催して新規加入者の普及促進を図ります。

(2) 火災共済の加入促進

日本食品衛生共済協同組合が取り扱うもので、会員が加入することによって、火災で被災した場合の支払を受けることにより、経営の安定を図るものです。

(3) 生命共済保険の加入促進

公益社団法人日本食品衛生協会が取り扱うもので、会員が加入することによって、不慮の事故への保険金の支払を受けることにより、経営の安定を図るものです。

<法人運営事業>

8. 組織運営等に関する事業

(1) 総会、理事会、会長・副会長会議の開催

(2) 各部会の開催

当協会が実施する各種事業の展開と円滑な運営を図るため、「指導・普及事業部会」、「福祉事業部会」、「総務・組織部会」を開催します。

(3) 事務職員及び役員に対する研修会の開催

当協会の運営、事務の効率化及び業務の検討を行うため開催します。

(4) 公益社団法人日本食品衛生協会の会議等への参加

① 定時総会への出席

② 食品衛生全国大会（指導員全国大会・表彰の会）10月23日（木）～24日（金）

(5) 北海道・東北ブロック連絡協議会及びブロック大会等への参加

ブロック各支部間の相互連絡・情報交換を図るため、参加します。

① 北海道・東北ブロック連絡協議会平成26年6月11日（水）～12日（木）仙台市

② 北海道・東北ブロック大会 平成26年6月12日（木）～13日（金）仙台市

③ 北海道・東北ブロック連絡協議会三部長会議

平成26年10月2日（木）～3日（金）青森県

(6) 各種表彰候補者の推薦

(7) 食品衛生受賞者祝賀会の開催

9. その他

当協会の目的達成のために、必要と認められる事業を推進します。

平成26年度会議・行事予定

年 月 日		会 議 ・ 行 事 名	場 所
4	下旬	会長・副会長会議(厚生労働大臣表彰選考)	事務局
5	8	計算書類等の監査	事務局
	15	決算承認理事会	多賀城分庁舎
	29	第2回定時社員総会及び理事会	ホテル白萩
	30	(公社)日食協決算理事会	(公社)日食協
6	15～7/14	宮城県食中毒予防月間	県内
	11～12	北海道・東北ブロック連絡協議会	仙台市
	12～13	北海道・東北ブロック大会	仙台市
	20	食品衛生責任者講師打合せ会議	多賀城分庁舎
	27	(公社)日食協定時総会	(公社)日食協
	下旬	行政庁へ事業報告等の提出	事務局
7	6/15～14	宮城県食中毒予防月間	県内
	上旬	会長・副会長会議((日食協会長表彰選考)	事務局
	中旬	指導・普及事業部会並びに福祉事業部会	多賀城分庁舎
	中旬	「みやぎ食品衛生」編集委員会	多賀城分庁舎
	下旬	事務職員業務打ち合わせ会議	多賀城分庁舎
8	1～31	食品衛生月間	県内
	中旬	会報「みやぎ食品衛生」92号発行	事務局
9	下旬	総務・組織部会	事務局
	下旬	会長・副会長会議(知事・会長表彰選考)	事務局

10	2～3	北海道・東北ブロック3部会会長会議	青森県
	中旬	理事会	多賀城分庁舎
	23	全国支部長会議・食品衛生指導員全国大会	東京都
	24	食品衛生功労者・食品衛生優良施設表彰式	東京都
11	上旬	食品衛生推進員研修会	多賀城市
	25	宮城県食品衛生指導員大会・表彰	ホテル白萩
12	3～28	年末年始食品一斉取締り	県内
	上旬	食品衛生推進員研修会	大崎市
	5	会長・副会長会議 推奨の店審査会	事務局
27 1	上旬	会報「みやぎ食品衛生」93号発行	事務局
2	上旬	食品営業賠償共済推進会議 役員・事務職員合同研修会	県内
3	16	予算承認理事会	多賀城分庁舎
	下旬	行政庁へ事業計画書等の提出	事務局